

学習院学問所設立の歴史的意義

佐 竹 朋 子

本稿は、近世後期の公家の日記にみられる勉強会を検討するとともに、学習院学問所の設立が公家社会にどのような影響を与えたか、その歴史的意義を明らかにしていきたい。

近世後期の公家社会では、天明八年（一七八八）に内裏が火災で消失し、翌年の寛政元年（一七八九）、光格天皇の意向によって古式にのっとった内裏再建が行われることとなり、公家らの間では、古制の研究が盛んとなった。すなわち、公家たち自身が、平安時代の朝儀・儀式を調べ、平安時代の内裏の様子や指図の取り調べを行うため、有職故実に精通した公家のもとに集まり勉強会を始めたのであった。

藤田寛氏は、そうした公家や天皇の勉強会を通じて、やがて、公家の意識の変革が天保期の仁孝天皇の段階に起こってくることを論じている。すなわち、天保期、仁孝天皇の許での天皇と公家との勉強会で、『日本書紀』が読まれはじめたことを取上げ、「かの宝曆事件では、桃園天皇の『日本書紀』の勉強会が問題となっていた（中略）垂加流神道の竹内式部に学んだ徳大寺公城ら少壮の公家による、桃園天皇への『日本書紀』の進講が問題になったのであるが、関白ら

に進講をさし止められた天皇が「日本の主」である天皇が『日本書紀』を読まず、中国の書物ばかり読むのはおかしいと反論している点は重要である」として、天保期に天皇や公家たちの間で『日本書紀』が読まれたことが日本の政治の仕組みを新たに捉え直そうとする新たな動きになっていったと評価している。^①

しかし、藤田氏はそのような公家の勉強会について、事実関係をあげるのみで、それ以上の踏み込んだ議論はしていない。そのため、『日本書紀』を読むことが、公家社会でどのような新たな動きになっていったのかが明らかにされていないのである。

また、家近良樹氏は、幕末期の朝廷内に従来の機構とは別途に設置された国事審議機関について考察されている。ここでは、文久二年（一八六二）以降、公家らが国事御用掛を設置し、それに伴い文久三年に「国事参政」や「国事寄人」が新設され、「国事審議機関の出現は、それまで政治的発言を押えられていた公家が、公然と議場で諸問題を討議できるようになったという点で、朝権の進出上重要な意義を有するものであった」と述べられ、また、文久三年（一八六三）二月二〇日に、「草奔微賤の者と雖とも学習院に詣りて時事を建言すること」が許されたことで、「学習院の機能が『士民ノ建白書ヲ受クル所』に更められた」ことや、「尊攘派の有志が学習院出仕に次第に補せられ」たと述べ、学習院学問所が、文久期以降、公家や尊攘派の有志らの政治的行動の場となっていたと主張する。^②確かに、朝廷・公家は文久二年（一八六二）六月、幕府に文久の改革案を要請して以降、公家は雄藩や尊皇攘夷の志士らと結びついて政治的発言を行っていった。しかし、文久二年以前の公家社会は、困窮し、風紀が乱れていて、公家らが政治的発言を行えるような状況にはなかつた。では、なぜそのような公家が文久期以降突然政治的発言を行えるようになったのであろうか。また、公家らの政治活動の場がなぜ学習院学問所であったのであろうか。家近氏の研究では、文久の以前と以後で公家社会にいかなる変化があったのかが考察されておらず、学習院学問所がなぜ突然政治的な場として浮上してくるのかが明らか

にされていない。

そこで、本稿では、まず、野宮家の日記を中心⁽³⁾に公家の勉強会について分析を加えていくことで、幕末期の公家社会の勉強会の実態を明らかにしていきたい。ちなみに、野宮家は江戸時代初期に興った花山院庶流の家系である。正二位・権大納言を極官とする、家格は羽林家で、家禄は一五〇石という中級の公家である⁽⁴⁾。また、江戸時代中期には、野宮定基という当時、東園基量、平松時方、滋野井公澄らと並んで四天王と称された有職家を生んだ家である。つまり、公家社会において、先例に秀でた家柄であったことがわかる。

野宮家の日記は定静（宝暦九年（一七五九）～文化一三（一八一六））から、三代にわたり勉強会の記事が書きつづけられ、誰と、どこで、何を讀んだのかということが書かれているのが特徴である。そのため、野宮家三代の日記に記述されている勉強会を分析していくことで、幕末公家社会における勉強会の一つのモデルケースを描出できるのである。さらに、天保期の公家社会の勉強会の様子がわかる、五条為定の日記『菅葉』や三条実万の日記に記述されている勉強会をあわせて検討することで、幕末期の公家社会の様子や勉強会の広がりについても考察していきたい。こうした考察によつて、学習院学問所設立の意義が明らかにできると考えるからである。

第一章 『定静朝臣記』『定祥卿記』に見られる勉強会

第一節 『定静朝臣記』にみられる勉強会

野宮家の日記には、「会読」や「会説」会といった、知識人と思われる人物や、何人かの公家と書物をよんでいる記事が記述されている。では、「会読」や「会説」会とは一体どういった状況で行われていた勉強会なのか、日記からその実態を捉えてみたい。

『定静朝臣記』⁽⁵⁾において、「会読」会の記事は寛政十二年（一八〇〇）、定静一九歳の九月八日から見られる。但し、寛政九年（一七九七）四月から一二年八月まで欠本になっているのもう少し早くからおこなっていたものと考えられる。

寛政一三年（一八〇一）の記事に、

五月十五日、庚寅、霽、巳刻中山亭へ行向、会読江次第第六卷、午刻前帰宅、未刻前同家へ行向、彼家へ講釈に行向者之有、
延喜式第八、刻過帰宅

とある。五月十五日条では、「中山亭」に行き、『江家次第』第六を「会読」して一旦邸に戻った後でもう一度「中山亭」へ行き、今度は『延喜式』第八の「講釈」を受けている。以後、「講釈」を受けにくい記事ばかり続く。この「講釈」は、中山愛親邸において「夏越祓」を前にして『延喜式』第八卷にある夏越祓の祝詞の項を講釈をしていると考えられる。ここでは「会読」と「講釈」は使い分けられている。また、八月八日の条に「辰刻過中山家へ行向、読合、東園拾遺同伴也、巳刻許帰宅」とある。この「読合」は「会読」という言葉と置き換えて使われている。つまり「会読」とは何人かで集まってテキストを読みあっている状態を示している。

「中山亭」での勉強会では『江家次第』のほかに享和三年（一八〇三）一二月から『年中行事』や『禁秘抄』の「会読」を行っていることから、朝儀・儀式について学ぶ勉強会であったと考えられる。定静は、中山亭での勉強会だけではなく、他の公家の家で催されている会にも参加している。

滋野井公敬主催の勉強会に参加している記事として、寛政一三年六月一二日条に、「巳刻退出、即刻滋野井亭へ行向、読合次□装束抄」とあり、月に四回程滋野井亭へ通い、『江家次第』装束抄、『西宮記』『後患昧記』『公忠公記』などを「会読」している。さらに、文化七年（一八一〇）四月八日条に「未刻向花山院、読権記」、四月二八日条に「未刻過

向花山院、会読行成卿記」と、花山院愛徳主催の「会読」会に参加している。また、定静の邸でも「会読」会を行っており、文化七年八月二三日条の、「藪大夫入来、会読禁秘抄」とあり、文化十年五月十日条の、「裏辻大夫被来、会読江家次第」とある。また、文化十年四月二六日条の、「橋本少将被来、会読事所望、仍契諾」とあり、同年七月三日条に、「橋本少将被来、会読公衡公記」といった記事がみられる。

滋野井公敬の父公麗は『禁秘抄』『階様装束着用図』の著者であることから、公敬との「会読」は朝儀・儀式の際に着用する装束の研究会であったと考えられる。また、花山院家と野宮家は縁戚関係にあるが、花山院愛徳は、中山栄親の息子であり、「才徳あり又書よくするを以て名あり」と後世に伝えられており、愛徳の指導のもと、『権記』（『行成卿記』）といった平安時代の公家の日記を読み、先例の研究をしていたものと考えられる。なお、定静の邸で「会読」会を開いていることから、定静も有識家であったことがわかる。

また、文化十年四月十二日条では、「北山羽林抄一卷、予進日類熟考之間、今日被借送之、凡羽林要抄尤流布物也、当家勿論所持之、然而此卷有裏書、又有訓点、頗重宝物也」とあり、定静は『北山抄』の巻九である『羽林要抄』を読むことに日頃「熟考」していたが、借りた『羽林要抄』は「流布物」なので、野宮家も所持しているが、定静が借りた写本は裏書や訓点があり「重宝」だと書かれている。つまり、「会読」会のテキストは、より理解しやすく読みやすい書物が求められ、儀式に対する理解を行おうとしていたのであった。

さらに、文化十年二月十九日条に、「午後、向三条大納言公修卿第、書写正安実躬卿記、非実記、逍遙記内府抜粹也、所々有朽損殊□者也、依芳志より許之」とあり、定静が三条公修所蔵である『実躬卿記』の「書写」を許され、以後、月に一回程、三条邸へ通い「書写」をおこなう記述がある。これは、儀式書の研究会が盛んになるにつれ、先例が記されている平安時代の公家の日記が求められたが、著名な日記以外は伝来しているものが少なく、所持している人物を搜

し求めては、「書写」をして手に入れていたのであった。このような記事は他にも見られ、先例が記された日記の需要が高まっている様子がわかる。

『定静卿記』からは、まず、公家同士の勉強会があり、朝廷で行われる儀式に関して平安時代の公家の日記や儀式書を読み、装束や儀式の手順を学んでいたことがわかる。そして、勉強会は、主催する公家の屋敷で開かれ、主催する公家から「講釈」を受けたり、数人の公家らで「会読」会を行う形式であったことがわかる。そのため、テキストも読みやすく理解しやすいものが求められたのであった。

こうした勉強会は、藤田覚氏が指摘した「天明八（一七八八）年に焼けた御所の復古的な造営が決まったことの影響で、平安時代初期の内裏式、貞観儀式、平安時代後期の『江家次第』など儀式書の研究会が盛んと⁷な」っていた状態を示している。この定静以前、定静の父、定業の日記には「会読」会の記事は記されておらず、寛政期以前に公家同士で儀式書の勉強会を行っていたかは不明である。しかし、寛政期以前にも学問好きな公家は存在していた。例えば、野宮定基（寛文九年（一六六九）―正徳元年（一七一二））の日記には、侍講と思われる知識人との勉強会の記事が記されている。定基は当時、有識家として著名な人物であり、自ら進んで学んでいたと考えられる。但し、その後の日記には侍講を雇って勉強をしている記事は見られないので、定基が特別に学問熱心であったのであろう。

しかし、定基のように、侍講を自邸に招いて学ぶ勉強会が、文化元年（一八〇四）の定静二四才の頃から見られるようになり、以後恒例化していったのである。文化元年八月四日条に「藤原以文来、会読、講釈神代卷下、又読六典吏部」とあり、以後、月四回程のペースで、『日本書紀』に始まり、『六典』『本朝世紀』『礼記』『人車記』『山塊記』などを二人で読み進めている。

さらに、以文との勉強会は「会読」に止まらず、文化五年（一八〇八）七月一八日条に「山田大学来、会、校合人車

記」とか、文化七年（一八〇九）一〇月七日条に「以文来、校合山塊記文治元年」とあるように、校合作業をともに行っていく。

ちなみに、山田以文（藤原以文）は、藤原貞幹の門人であり、通称を阿波介や伊豆といった。また、記事には、以文が朝廷の儀式の際に、装束を公家に着せる役割をつとめていることから、儀式や儀式の際に着用する装束に詳しい人物であり、儀式書の校合作業にも秀でた人物であった。⁽⁸⁾ そのため、定静は儀式書や平安時代の公家の日記を、この山田以文という知識豊富な人物を侍講として雇い、共に「会読」をおこない教養を受けていたのであった。そして、校合作業をおこなうことで儀式のためのテキストをつくり、現実の朝儀・儀式の場に役立てていたのであった。

定静は山田以文の他に、田山従事や茅原丈助という人物から『史記』や『源氏物語』、『詩経』の講釈を受けている。田山従事や茅原丈助がどういった人物か知ることは出来ないが、恐らく、当時の知識人であったのであろう。こうした侍講との勉強会の記事は、文化元年定静二十四才頃から見られ、文化十年（一八一三）まで盛んに行われている。

『定静卿記』は文化一二年（一八一四）以降、急に勉強会の記事が少なくなり、文化一二年（一八一五）に日記自体が書かれなくなる。定静死去は文政四年（一八二二）のため、少し早い時期に日記を書くことを辞めたことになる。次に、息子定祥の日記にみられる勉強会を検討していきたい。

第二節 『定祥卿記』に見られる勉強会

一 教養の勉強会

『定祥卿記』では、定祥一六歳の文化一二年（一八一五）から勉強会の記事が見られる。⁽⁹⁾ すなわち、中山忠頼主催の『西宮記』を読む会の参加で、文化一二年四月二八日の「已後赴中山亭、例会也」とか、同年五月一八日の「未刻赴中

山亭、西宮記如例」がそれである。『西宮記』を読む会がどのくらいの割合で開かれていたのかは、定祥が参加している月と参加していない月があると思われ、詳しくはわからない。

また、同年より、山田以文が今度は定祥とともに一月に四回から六回の割合で「会読」会を行いはじめる。この勉強会では、テキストは『十八氏略』や『孟子』や『延喜式』など、父定静と同じ書物であり、元服し、出仕し始めた定祥が教養を身につけるための勉強会であった。また、定祥が一八歳ごろである文政期あたりから、今度は、山田以文と儀式書の勉強会をはじめ、読んだテキストの校合作業を行い始めるのである。

これまで見てきた『定静卿記』と天保初年までの『定祥卿記』の勉強会は、有識に通じた公家が主催する朝儀・儀式そのものの勉強会であったり、知識人を招いて「会読」を行いながら講釈を受け、知識を深めたりする、教養の勉強会であった。

ところが、『定祥卿記』天保五年（一八三四）あたりから、公家同士の勉強会に一つの変化が起こる。天保五年四月二一日条に、「天陰雨下終日、見日本紀之外無他事」とあり、定祥は一人で『日本書紀』を「見」るのであった。そして、天保六年六月二六日条に、「卯下刻向、光棟朝臣許、見日本記神代卷中右記、見了之間如此也」とあり、竹屋光棟のもとを訪れ、共に『日本書紀』を「見」ているのである。定祥が儀式書以外の書物を公家同士で読みはじめたのである。一体どのような事態があったのであろうか。

二 『定祥卿記』に見られる仁孝天皇の「御会」

山田以文の師である藤原貞幹の天明八年（一七八八）頃の書簡に次のごとくある。

当御代御学問御好被遊候二付、御近習堂上方へ輪講被仰出候、是ハ格別之沙汰にて、冊子を用候事不可然との御事にて、御

人数一統二俄二新写之書卷出来にて、御前へ右巻物懷中ニ被進候由⁽¹⁰⁾

「当御代」、つまり光格天皇は学問を好み、「近習」の堂上公家と「輪講」を行っていたが、「格別之沙汰」で、「冊子」をもちいず、参加者が「一統二新写」した「書卷」、すなわち共通のテキストを使って行っていたのである。定祥の父定静が、光格天皇の「御前」での「輪講」に参加していたかは記述がなく、光格天皇の「輪講」について詳しく知ることは出来ない⁽¹¹⁾。

しかし、仁孝天皇の「御会」については、野宮家の日記以外にも記されている。例えば、五条為定の日記『菅葉⁽¹²⁾』では、為定一七歳の天保四年（一八三三）二月五日条に、

午終日陰、三国志御会読自今日被始候、五十之日是迄之通可参仕之旨加勢左兵衛督被申渡之由、自右大弁被示了、自今日五
十之日三国志、自来七日、二七ノ日延喜式考御会読被始之旨来、従新源大納言被示畢

とある。それによると、五と十のつく日に「三国志」を読む「御会読」が開かれ、二と七のつく日に「延喜式」を読む「御会読」が開かれるというのである。さらに続けて日記の記述を追っていくと、同月二十一日条では、「于御会読御人数之写申合可参勤之旨、按察前大納言被申渡之由、自新清三位被示」とあり、「御会読」に参加する人数の写しを申し合わせて作成するようにとあり、「御会」では、参加者が同じテキストを用いていたことがわかる。これは、光格天皇の「輪講」とおなじスタイルである。また、『三国志』や「延喜式」のほかに、日記には「中庸」や「左氏傳」の「御会」が開かれていたことがわかる。そして、天保四年十一月一日条に、「和漢御会読御講釈等暫不被為在」とあり、天保四年以降「御会」は中断した。その後、為定は「御会」に関する記事を書いていないため、天保四年以降の「御会」のことはわからない。

しかし、『定祥卿記』には、天保七年（一八三六）四月十日条に次のごとくある。

已刻許、予代延房朝臣參直宿侍、未斜按察前亞相議奏可來被示八条三衛門可來被示、予、八条三衛相共向役所被示云、今度令義解御会、東板本細字不分明之間、御新写被仰出可執筆云々、愚筆雖甚恐人被申御請之由答之、八条三衛同申御請（中略）未刻召御前有晋書御会読、及申刻許事終退下

とあり、万里小路前権大納言建房が八条隆祐と定祥に対して、『令義解』『御会』に使用する「東板本」の「細字」が「不分明」なので、「御新写」の「執筆」を仰せ出した。また、定祥は『晋書』『御会読』をして、申刻ばかりに退出した。この記事以降、たびたび『令義解』の「御新写」を行っている記事がみられることから、定祥は仁孝天皇の御前で開かれていた「御会読」に参加していたことがわかる。

また、天保七年十一月十九日条に、「今日、日本紀御会御延引也」とあることから、再会した「御会」で『日本書紀』が読み始められたのであった。

『定静卿記』には、文化元年（一八〇四）に『日本書紀』を山田以文と共に「会読」している記事がみられる。また、『定祥卿記』では、天保四年頃から『日本書紀』を読み始め、天保四年（一八三三）一月十日条に、「参内直宿修、各直宿侍之間会読、日本紀神代卷一卷読終了」と、「参内」して「直宿」の間に公家同士で『日本書紀』神代卷を「会読」を行っていた記事がある。そのため、天保七年から「御会」で『日本書紀』が「会読」されるようになったのは、公家の間で『日本書紀』が広く読まれていた状態があったからであろう。しかし、「御会」で和学の書物である『日本書紀』が「会読」されたというのは新たな展開であったと思われる。なぜなら、今までの「御会」では、漢籍が中心で、和書は『令義解』や『延喜式』など律令制度が書かれた書物であった。律令制度とは古代、中国から取り入れた制度のため、基本は漢学である。さらに、朝廷において、和学は軽視される傾向にあったのである。そのため、「御会」で、『日本書紀』が「会読」され始めたことは注目すべき点であると考えられるのであった。¹⁴

以後、『定祥卿記』では、『日本書紀』を「会読」する「御会」の際には、ともに「御会」に参加している竹屋光棟と予習の勉強会を行い始める。この「御会」の予習は、他の書物がテキストの際には見られなかった勉強会であった。以上公家の間で行われた勉強会について、検討を加えてきたが、定祥の子定功の時代になると、定静、定祥の勉強会とは、その内容が大きく変化してくる。その変化について、次に『定功卿記』を素材にして考察していく。

第二章 『定功卿記』に見られる勉強会

第一節 勉強会の質的变化

『定功卿記』⁽¹⁵⁾の勉強会の記事は、表1にまとめたとおりで、定功が十六歳の、文政十三年（一八三〇）七月二二日条にある、「以文阿波介来、会読江次第」に始まる。以後、祖父定静、父定祥と同じく山田以文が入来し、月に五、六回ほど「会読」している。テキストは『江家次第』や『大内裏図考証』であり、時には定祥も会読に参加していた。また、天保三年（一八三二）から、以文の息子有孝が「野宮亭」を訪れ、定功とともに、『十八史略』を「会読」し始めた。以後、定功は、以文が死去する天保六年（一八三五）二月二四日直前まで『江家次第』、『大内裏考証』を「会読」し、息子有孝とは『十八史略』、『元明史略』、『左伝』などの「会読」を行っている。この時期の以文、有孝との「会読」会は、儀式書や大内裏図、漢籍などが中心であるため、元服し出仕し始めた定功が教養を身につけるための勉強会であったと考えられる。

また、公家同士の勉強会においても、定功は天保七（一八三六）年六月から十一月にかけて月二、三回ずつ、竹屋邸を訪れて、竹屋光棟、四条隆生と共に、『唐六典』や『江家次第』の立太子の条の「会読」会を行っている。これは天保六（一八三五）年六月、孝明天皇が儲君に治定され、同年九月に親王宣下があったことから推測して、立太子につい

学習院学問所		学習院学問所予習会		「和御会」の校合会		校合会		
回数	テキスト	回数	テキスト	回数	テキスト	回数	テキスト	
								2月24日 山田以文死去
								11月19日 兼仁上皇(光格天皇)崩御
				32回	日本後記	3回	類聚国史	
				8回(再校合)	続日本後記	32回 19回 36回 19回	類聚国史 人車記 類聚国史 人車記	3月26日 東宮元服
						24回 23回	類聚国史 人車記	2月6日 仁孝天皇崩御 2月13日 孝明天皇即位
9回	漢御会					15回 9回	類聚国史 人車記	3月9日 学習院学問所開校
17回	漢御会					24回	類聚国史	
26回 11回延引1回	漢御会 和御会	23回	令義解			28回	類聚国史	2月 寿栄学問所加勢として出仕 2月23日 学問所にて和書会談始まる
19回 9回	漢御会 和御会	5回 12回	令義解 日本書紀			21回	類聚国史	
10回 6回	漢御会 和御会	15回	日本書紀			13回	類聚国史	

での勉強会であったと思われる、定功は最初、祖父定静、父定祥と同じく、朝儀・儀式を学んでいたのであった。

ところで、五条為定の日記である『菅葉』から、野宮家とは別の公家同士の勉強会の存在がわかる。その様子もっとも詳しい記事は天保六年十月二四日条の次の記事である。

午後、依一族会貞観政要、式部権大輔、以長少納言、在久朝臣、式部少輔長瀬、伊予権介為政来集、四位長材朝臣亦預之、右大弁聡長菅三位、順長等依所勞不闕席すなわち、『貞観政要』の「一族会」があり、桑原為顕、高辻以長、唐橋在久、清岡長熙、桑原為政らが集まっている。清岡長材、東坊城聡長、桑原順長は欠席である。この「一族会」は、月に一回程度、主に菅家の一族が集まっている。また、「北小路大学助許、

表1 「野宮定功勉強会記録」(『定功卿記』(東大史料編纂所蔵)から作成)

年号	西暦	教養会			朝儀儀式の勉強会			「和御会」		「和御会」の予習会	
		回数	テキスト	講師	回数	テキスト	講師	回数	テキスト	回数	テキスト
文政13年	1830年				3回	江家次第	山田以文				
天保2年	1831年	14回		山田以文							
天保3年	1832年	38回	十八史略	山田以文	7回	江家次第 大内裏園考証	山田以文				
天保4年	1833年	15回 5回	十八史略 元明史略	山田以文 藤原有孝	19回 9回	大内裏園考証 江家次第	山田以文 山田以文				
天保5年	1834年	12回 2回	元明史略 左氏伝	藤原有孝 藤原有孝	6回 12回	大内裏園考証 江家次第	山田以文 山田以文				
天保6年	1835年	15回	左氏伝	藤原有孝	1回 1回	大内裏園考証 江家次第	山田以文 山田以文				
天保7年	1836年	6回	左氏伝	藤原有孝	13回	唐六典・玉業 江家次第	山田以文				
天保8年	1837年	14回	左氏伝	藤原有孝							
天保9年	1838年	13回	左氏伝	藤原有孝							
天保10年	1839年	4回	左氏伝	藤原有孝						4回	日本紀神代巻
天保11年	1840年									3回	日本紀神代巻
天保12年	1841年										
天保13年	1842年	26回	史記	大賀元張	10回	江家次第	寿栄				
天保14年	1843年	21回	史記	大賀元張	4回 16回 7回	江家次第 令義解 北山抄	寿栄 寿栄 寿栄	2回 14回	続日本後紀 日本逸史	10回 22回 4回	続日本後紀 日本逸史 続日本後紀
天保15年	1844年	24回	史記	大賀元張	10回 4回	北山抄 延喜式	寿栄 寿栄	16回 18回	日本逸史 続日本後紀	17回	続日本後紀
弘化2年	1845年	8回	史記	大賀元張	5回 2回	延喜式 大唐六典	寿栄	22回	文徳実録	5回 15回	文徳実録 三徳実録
弘化3年	1846年	2回	史記	大賀元張	7回	大唐六典					
弘化4年	1847年				3回 3回	大唐六典 玉業					
弘化5年	1848年				3回	類典大書会部					
嘉永2年	1849年							1回	江家次第		
嘉永3年	1850年							8回 延引7回	令義解 江家次第		
嘉永4年 (1月~8月)	1851年							2回	江家次第		

聴講助字」という記事が、月に二回ほど見られ、為定が個人的に北小路大学に漢文の訓読法を習っていたことがわかる。

また、三条実万の日記⁽¹⁶⁾でも、日記が書かれた始めた実万十二歳の文化十年(一八一三)七月二日条に「曾我部式部来、易経」とあり、同六日条には「山田大学来、百官、村上応助来、弁道」と勉強会の記事がにつき、同八日条にも「曾我部来、易経」とある。

山田大学とは、野宮家の侍講をしていた山田以文であり、三条家の侍講もしていたことがわかる。実万は、山田以文について「百官」が終わった後「内裏式」を読みはじめている。この年には、山田以文、曾我部式部、村上応助らが、月に二回づつ訪れて、「内裏式」「内裏式作法故実」「易経」「弁道」を教授していることから、この頃に本格的な学習を開始したことがわかる。やがて、

文政元年（二八一八）八月二日条に「曾我部式部来、貞観政要会説也、是禁中有御会之故也」とあり、同月六日条に「葉室家史記会也（管晏列伝）、按察羽林被向専弁、梅添一教諭也」とあることから、三条実万も葉室顕孝や綾小路俊資、梅添通修との勉強会グループに属していたと考えてよいであろう。ただ、『実万公記』には勉強の記事がそれほど記述されていないため、詳しく分析することは出来ない。

以上のことから文政から天保期の公家社会には、野官家のように有職故実には優れた家では儀式書を読む勉強会が盛んであり、また、五条為定の日記から、菅家が「一族会」と称して漢籍の「会説」会を定期的に行っていたことがわかる。さらに、三条実万の日記からは、葉室家の「史記会」に参加していた記述がある。これらのことから、文政から天保期に公家社会には縁戚関係や交友関係にあるもの同士が集まって開く勉強会がいくつが存在していたことがわかる。

しかし、表1にも見られるように、天保十三年（一八四二）ごろから勉強会に一つの大きな変化が見られはじめる。単に、公家同士で儀式書を読むのではなく、数人の公家が講師のもとへ通い集まり、儀式を学ぶために書物を読むのではなく、書物そのものを読んでいく研究会を行うようになったのである。天保十三年八月二日条に、

未許、東園大夫来臨即相伴、向沢村出雲守寿栄檢非違使也許、勢多大判事章武朝臣檢非違使也、當時有識達之聞人也、平田権少外記、中原職、予、其外三四輩同在座、江家次第第一卷、黄昏帰宅

とあり、定功が「沢村」に住む、「寿栄」という人物の許へ檢非違使で、当時博学であると聞こえの高い勢多大判事章武や、明経道を家職とする勢多氏、中原氏や蔵人所出納を代々勤めた平田氏ら地下官人と定功、その他数人のものと、『江家次第』の「会説」会を始めた記事である。天保十四年五月からは東園基敬、中園公利、万里小路博房らに加わった。この寿栄の許での勉強会は、『江家次第』に始まり、『令義解』『北山抄』『延喜式』を、次々に読破していく。今までの勉強会では、必要な箇所だけ読んだり、何か儀礼が行われる際に、その儀式自体を研究するための読書であったが、

この寿栄のもとでは、書物を純粹に読みこんでいく「会読」会であった。この勉強会は寿栄が嘉永二年（一八四九）七月に、学習院学問所の「加勢」に任命されるまで続けられた。

では、この公家の勉強会に見られる変化の背景にどういう事態があつたのか、時節で考えていきたい。

第二節 仁孝天皇期の勉強会

一 『定功卿記』にみられる仁孝天皇の「御会」

『定功卿記』に、仁孝天皇の「御会読」についての記事が見られるのは、天保十一年（一八三八）九月一四日条からである。そこでは、「禁中御会読、今読統日本紀也、此次可有日本後紀御会読也、件書無間蓄之者甚少、錯乱誤字等数多之間、可有校合之旨、殿下内々被命於光成卿巖君聡長卿等」とあり、宮中の「御会」で、今、『統日本紀』を読んどおり、次に『日本後紀』を読むという記事である。しかし、実際に定功が「御会」に参加し始めるのは、天保十四年（一八四三）からである。なぜなら、天保十一年一月一九日に、兼仁上皇（光格天皇）が死去し、「御会」が一時中断したからである。

やがて、喪があけて、天保一三年（一八四二）二月一四日条に、「省中御会読、一昨年冬以来中絶、自今日被始云々、統紀御会已亥日、通鑑綱目御会丑末日云々」とあり、已亥の日に『統日本後紀』の「御会」つまり和書を会読する「和御会」、丑末の日に『通鑑綱目』の「御会」つまり漢籍を読む「漢御会」が開かれることになった。

そして、天保十四年四月一日条に、

午半許橋本中将来臨、即相伴、向徳大寺亭、豊前介藤原有孝向在座、読統日本後紀、是近日禁中可有御会読、予同可出席所存之間、自過日示合、今日初会読者也、頗故事多不審条々不少、猶可吟味、輔時帰宅

と、定功は橋本実麗とともに徳大寺公純のもとを訪れ、藤原有孝の同席のもと、『続日本後紀』を「会読」している。この「会読」会は、近日宮中での「御会読」があり、定功は出席を見込んでおり、そのため「過日」から示し合わせて、今日初めて「会読」を行ったとある。この記事以降、野宮邸、徳大寺邸、橋本邸を順番に会場としながら、月に四回ほど『続日本後紀』の「会読」会を行い、「御会」に参加するための準備を続けている様子が見られる。そして、同年五月二八日に、「附当番左衛門、和御会参上出席之事頼申之旨申也」と、「御会」に出席する旨を頼んでいる。同年七月十日条には、「未刻参内和御会也、申半許有召、参上第三四卷了、西過許退出」と、「御会」に参加し始めた記事が見られる。以後、定功は月に三回づつの割合で開かれる「和御会」に参加する記事がみられる。また、橋本実麗や徳大寺公純とは、そのまま「和御会」の予習の勉強会を続けている。

二 宮中での校合作業

天保一四年（一八四三）四月一九日条に次のようにある。すなわち、

未許向広橋亭、日本後紀御会可被聞食、然而錯謬不少之間可遂校合、依博陸命自一昨、年権黄門厳君右大丞等被取□、其後別当加入数、件会入中絶自過日再興連綿有集会、厳君頃日御不例之間令断給也

と、『日本後紀』の「御会」を行うべきところ、『日本後紀』のテキストに錯謬が多く、校合を行うこととなり、「博陸」つまり関白鷹司政通が命じて、一昨昨年から広橋光成（権黄門）、定祥（厳君）、東坊城聡長（右大丞）がその任にあたり、その後、中山忠能（別当）が加わった。『日本後紀』の「御会」は天保一年以後久しく中絶していたが、過日再興されて「連綿」と続いている。しかし、定祥は病気のため断ったというのである。以上の史料から、天保初期や、兼仁上皇が亡くなる以前の「御会」では、「御新写」により統一のテキストを用いるにとどまっていたが、再開した仁孝

天皇の「御会」では、用いるテキストの正確さをはかるために校合作業を行うように変化したことがうかがえる。さらに、天保一四年（一八四三）六月四日の条では、

和御会、続日本後紀可被聞食之由旧冬被仰下之処、先日本逸史被聞食之旨更被仰下、抑日本逸史者鴨裕之縣主梨木三位著作、以類聚国史三代格日本紀略公卿補任以下諸書所輯補者也、近代之作殊抜粹之物今被用御会之条頗不思寄事也

と、仁孝天皇は「和御会」に『続日本後紀』を用いると「旧冬」仰せ下されたが、まず、『日本逸史』を用いることとなった。「近代之作」で諸書の「抜粹」である『日本逸史』を「御会」に用いるなど、思いも寄らないことであると定功は感想を述べている。ちなみに、『日本逸史』は散逸していた『日本後紀』を復元するために、江戸時代中期、鴨裕之が諸書から逸文を集めて編纂した編年体史である。仁孝天皇は、先ほどの四月一九日の史料では、『日本後紀』の「御会」を開こうとしたが、「錯謬」が多いため、東坊城聡長らに校合を命じていた。この点をあわせ考えるなら、古代の書物の校合を行うのに、「近代」の書物を活用しようとしているところに注目すべきだろう。定功は、この点に「不思寄事」という感想を述べたのである。

右の事実は、テキストの校合を行い、厳密に読むだけでなく、さらに、同時に江戸時代に編纂された『日本逸史』のような書物をも参考にすることで、新しい方向性が目指されており、そこに仁孝天皇の意思を認めることができるのである。朝儀再興を次々と行い、強力なリーダーシップをとった光格天皇が死去した後、その後の朝廷を担う仁孝天皇が、「御会」に新たな可能性を追求した結果だといってもよい。こうした仁孝天皇の意志は、「御会」に参加する公家らに次第に伝播していったのである。¹⁷⁾

また、先ほどの史料の「校合」御用は、関白鷹司政通が命じたことがわかり、仁孝天皇のもとでの「御会」は摂関家了承のもとで行われていたのであった。宝曆事件の際、一度関白が命じた神書講読停止の方針を、中・下級公家が天皇

を戴く形でなし崩しにおこなったことに対して、撰家が、撰家・武家伝奏・議奏らの統制に対して法外失礼の儀に当たるとして、二十七名の公家を処分したことを想起すれば、今回の「御会」が天皇と関白の協調体制のもとで行われていたことに注目する必要がある¹⁸⁾。

また、宝暦事件では、中・下級公家が参加していたが、仁孝天皇の「御会」には、比較的上級の公家も参加していた。天保十五年（一八四四）六月十三日条には、御会に参加している人々が官庫にある『続日本後紀』の古写本を使って校合を企図したことが記されており、その日割り表から「御会」の参加者が判明する¹⁹⁾。その表からわかる公家を列挙すれば、

三条実万（正二位権大納言）、綾小路有長（従二位参議）、東坊城聡長（正三位右大弁）、広幡基豊（正二位権大納言）、大原重徳（正三位）、裏松恭光、万里小路正房（正三位参議）、坊城俊克、平松時保、中山忠能（正三位参議）、山科言成（正三位）、観修寺顕彰、久世建通（正二位権中納言）、日野資宗、野宮定功、柳原光愛、徳大寺公純、葉室長順、中御門（松木）宗有、正親町三条実愛、烏丸光政、甘露寺愛長、

らである。また、天保十五年以前に参加していたことがわかる公家として、滋野井公敬、姉小路公前、野宮定祥、五条為定の名前があげられる。

以上の公家のうち、家格からいうと三条家、徳大寺家は清華家で大臣になれる家柄、野宮家・中山家・橋本家・姉小路家は羽林家で近衛の中將に任じられる家柄であるなど、上級公家がかなり多く参加していたことがわかる。こうした事実から、仁孝天皇の「御会」に多くの公家が参加することによって、勉強会が公家社会全体の動きとなっていたといえるのである。

これまでの検討から、仁孝天皇の「御会」は、天保十三年頃から、和書をテキストとする「和御会」と漢籍をテキストとする「漢御会」の二系列に統一された。そして、光格天皇の時代から「御会」に参加するものは同一のテキストを

使うことが定められていたが、仁孝天皇の時代になると、「御会」で使うテキストの厳密さを一層高めるため、公家らによる校合が始められ、厳密な校合作業が行われていったのである。

この仁孝天皇のテキスト厳密化の意識は公家らへも浸透していった。かくして公家達も「御会」のためのテキストの校合作業だけではなく、公家同士の勉強会を通じて、書物のより正確な理解を実現していくのである。

『野宮定功日記』の天保一四年（一八四三）一二月九日条に、

午半許向中山亭、右大弁同席、又勢多大判事在座、校合類聚国史、西半許帰宅、抑件類史今全部者也、校合雖版行是又殘欠、此外當時所流布世異本頗多惜乎、菅公之真書不伝世之間、其美惡不知殘念無所散、頃日新宰相中将被企思、諸家所藏之本被借集雖被校合、只一人難遂思、予同志哉、過日強而被勸之、予愚姓又似盲目不能力事也、雖然以厚志被勸之義固辭者又為殘念、仍整同志之旨返答了者也、右大弁又近年深有此志云々、相共被語合者也、此卿當時頗博學、又大判事識達人也、校合成就者為天下之重宝

とある。右の史料は、定功が中山忠能の邸で『類聚国史』の校合作業を始めたいきさつを述べた文章である。すなわち、定功が、中山忠能、東坊城聡長、勢田大判事とともに類聚国史の校合作業を行い始めた記事であるが、類聚国史は今、全巻なく、版本があるが不完全である。異本が多く出回っているが、菅原道真の「真書」が伝わっていないため、写本の「美惡」も不明で殘念である。そこで、中山忠能が、諸家所藏の本を集め、校合を行おうとしたが、一人でやり遂げることは難しい。そこで、定功に援助を依頼した。定功は「盲目」に似て能力もないが、厚い志で勧められ、「固辭」するのめどうかと思ひ、協力すると返答した。東坊城聡長も近年深くこの志があつたといひ参加したい。この人物は、すこぶる博学で有名である。また、勢田大判事は「識達」の人である。もし、校合が成就すれば、天下の重宝となるだろうと述べられている。また、この校合の会が開始されて以降、松木宗有、庭田重胤、正親町実徳、東園基敬らが参加

していった。これは、テキストを正確に読んでいく仁孝天皇の「御会」が、定功らにも伝播した結果、正確に書物を読む前提として、より原本に近い書物を読む必要性を感じて校合作業をおこないだしたと考えられる。定静の時の勉強会では、現実の儀式を遂行する必要性から行われていたが、定功の時の勉強会は、単なる「儀式」遂行のための知識を求める「会読」ではなく、正確にテキストを理解していくための「会読」へと変化していったのであった。

天保初期までの勉強会は公家の教養のための勉強会や、儀式遂行のために儀式書を「会読」する勉強会であった。そのため、テキストは正確さより読みやすさが求められたのであった。ところが、仁孝天皇の「御会」では、参加者が共通のテキストを使うだけでなく、より厳密で正確なテキストを求めて、「御会」の参加者らで校合作業を始めるにいった。こうして、テキスト厳密化の意識は、天保後期になると、野宮定功が寿栄のもとで儀式書や律令書など書物自体を読み込んで理解していく勉強会を始めたり、公家同士での校合の会をもつようになるなど、公家社会の勉強会がますます盛んとなっていくたのである。こうした事實は、天保後期以降、公家社会全体が様々な場での勉強会を熱心に開くにいたっていたことを知らせてくれるのである。

しかし、検討を加えてきた三条家は二七〇石、野宮家は一五〇石、五条家は一七〇石と当時の公家社会の中では中級以上の公家らであった。そのため、山田以文のような侍講を雇う余裕があったからこそ、公家同士の勉強会もおこなえ、天皇の「御会」にも参加できた。しかし、当時の公家社会は、一般に摂関家や一部の上級公家を除いては困窮状態にあった。例えば、『実万公記』の天保一三年九月三日条に、「高松少将入来、勝手方困窮二付、一族用金借出事被談、滋野井園池尋之上返答□了」⁽²⁰⁾とあり、高松家のように新家取り立ての禄高三十石クラスの公家は特に生活が苦しく、中にはあやしいな商売をするものまであった。そのため、貧しい公家は侍講を雇い勉強する余裕などはなかったと考えられるのである。⁽²¹⁾

右に述べてきたような公家の勉強熱を背景にして、天保一三年、関白鷹司政通は学習院学問所建設を京都所司代へ建議する。つまり、この建議の意義は、公家社会のなかで勉強会や「御会」が盛んに行われるようになっていた状況を視野に入れて初めて理解できるのである。以上の点を踏まえながら、学習院学問所の設立がいかなる意義をもっていたのかについて次章で考察していきたい。

第三章 学習院学問所設立の意義

第一節 学習院学問所

学習院学問所については本多辰次郎氏の「学習院創建及其沿革」が詳しい。本多氏は、「泰平年表」から、学習院学問所は、学問に優れた公家らや、父光格天皇の志をもとに仁孝天皇が設置を希望したものであったことを明らかにして、さらに、公家社会の風紀の乱れを嘆き、特に新家取り立ての貧しい公家らは侍講を雇う余裕がなく、「無学文盲之輩」が多いので、「礼式作法」や「六藝」など堂上に必要なことを身につけさせるため、漢籍を月三度ばかり教授したとある。そして、公家社会を刷新させようとしたねらいがあったと記されている。²²

しかし、この学習院学問所の参加者を見ると、中級以上の公家らが多く参加しており、二章で明らかにした公家の勉強会や、「御会」とのつながりが明白である。また、本多氏は、学習院学問所の講義形式や「丁祭」について明らかにしているが、その実態を明らかにしているとは言い難い。

そこで本章では、公家同士の勉強会が学習院学問所という共通の場が作られたことで、どのような新しい展開をみせていくのか、嘉永二年（一八四九）に始まった「和書会」を中心に検討を加え、学習院学問所設立の意義を明確にしていきたい。

学習院学問所の建設は、天保一三年（一八四二）一〇月一日、京都所司代牧野備前守へ申し入れられ、老中水野忠邦から許可がおりて、弘化三年（一八四六）五月、京都御所建春門外の開明門院跡に講堂を竣工した。そして、翌年三月九日に開講の運びとなった。開講前の弘化二年一月二七日には、学習院学問所伝奏に三条実万、学頭奉行に東坊城新宰相聡長と解由小路前中納言資善が任命されて開講の準備にあたっていた。また、開講に際しては、学習院条目が定められて、聴衆は一五歳以上四〇歳以下のものと定められた。但し、四〇歳以上でも希望者は参加できた。講義は毎月九日の日に三回行われ、講師が任命された。そして、まずは漢籍の講義のみだけで学習院学問所が開かれたのであった。⁽²³⁾

学習院学問所と公家同士の勉強会や「御会」との違いは、学問所には講師がおかれたことである。公家が名高い知識人を侍講として雇い入れることは以前から行われていた。例えば、宝曆事件の時、竹内式部は徳大寺家の侍講であった。また寛政期の古制への復古を目指した内裏再建の際には、藤原貞幹など、有職故実に精通した知識人が求められ、また、天保期、公家の間で儀式書のテキスト作りのため校合作業が盛んになると、伴信友や山田以文といった律令時代の古書に精通した人物が公家に求められたのであった。

また、近世後期の京都には多くの知識人が集まり、公家に入説をはかっていたのであるが、当時の多事多難な時期を反映して、以前のように有職故実に精通した知識人というより、現実の政治について説く知識人が多く集まってくるようになっていた。例えば、『定功卿記』の弘化四年（一八四七）九月一八日条には、孝明天皇の即位の礼を見学にやってきた筑後国水天宮神官真木和泉と定功が面談を行っている記事がある。また、三条実万は、池内大学に月三回ほど、『論語』の講義を受けたり、『三条実万公記』天保一三年（一八四二）八月二六日条には、

従関東所上京儒、伯州之人云々、影山礼太郎即年齢二六才、開学業森寺若狭守人彼門、以其由緒当家二来所望之旨申之、無用之家来売名目之類甚不庶幾、然而非常人為儒士之間為三位中将教導可召遣之条⁽²⁴⁾

とある。すなわち、景山例太郎という人物が、三条家諸大夫である森寺若狭守との由緒を口実に、三条家に仕官を求めていたのに対して、実方は売名目的と感じたが、優秀なので息子公陸の「教導」のため雇い入れたというのである。

右の事実は、幕末期、儒者が出仕の道を求めて公家の侍講となろうとしていたことをしめしており、こうした事情から、多くの知識人が京都に集まってきたと考えられるのである。実万自身も天保後期から、現実の政治的問題に対して一定の見識をもつような人物を侍講として雇い入れていたのである。

右のような事情は、学習院学問所の講師任命にも表れている。たとえば、学習院学問所開講時に、「漢書会」の講師として任命された人物は、大学は寺島丹後源天祐、孟子は牧善輔、中庸は大沢雅五郎、書経は中沼了三、詩経古註は岡田六蔵らである。中沼了三は浅見綱斎の門で朱子学を修めており、門下生に中岡慎太郎や西郷従道らがいる。牧善輔は、頼山陽の門で朱子学を修めており天保後期から三条実万や五条為定と親交のある儒者であった。寺島天裕は九条家侍で朱子学を修めており、大沢雅五郎と岡田六蔵の経歴は不明であるが、大沢雅五郎は、三条実美の漢籍の侍講を勤めていた。

他方、嘉永二年（一八四九）以降、月一回開かれた「和書会」の講師を見ていくと、開講時には三条西家外記の小泉康敬が任命され、小泉康敬が死去した後は、嘉永五年（一八五二）六月から中原章武（≡勢田大判事）が任命された。また、安政五年（一八五八）に勢田が死去した後は同六年六月から、三条西家外記で伴信友に師事し山陵研究家として著名であった谷森善臣と、下御霊神社神主である齋部定信が任命された。そして、文久二年（一八六二）正月からは、谷森善臣と齋部定信に加え、近江坂本日吉神社の祝家に生まれた樹下茂国が任命された。⁽²⁵⁾このうち、中原章武は、天保後期から三条実万と親好があり、三条実美の国史・有識の侍講を勤め、野宮定功と同じ勉強会に参加していた人物である。また、勢多が死去した後、講師となる谷森善臣も同じく、天保後期から三条実美の国学の侍講であった。「和書会」

は、開講時には講師一名であったが、安政六年から二名に増え、さらに文久二年には三名に増えている点にも注目したい。⁽²⁶⁾これらのことから、講師の人選は三条実方が中心となつて行い、講師の多くが公家の侍講であつたことがわかる。では、こうした侍講を講師として迎え、学習院学問所で講義が行われることで、公家らにどのような影響があつたのだろうか。嘉永二年に設置された「和書会」を中心に学習院学問所での講義の実態を明らかにしていきたい。

第二節 「和書会」の設置

まずは漢籍のみで講義が行われていた学習院学問所であるが、嘉永二年（一八四九）二月から和書が講じられるようになった。この間の事情は、『三条実万卿記』嘉永元年（一八四八）八月一日条の次の記事からわかる。

殿下予一人被招示給（中略）兼而和書籍古有之度御趣意之間、本朝之書籍可被始、或歴史之会可被始興云、右も伝奏学頭より可申立被命候⁽²⁷⁾

すなわち、関白鷹司政通が実方を招いて、弘化三年（一八四六）に急死した仁孝天皇が、和書の稽古を行いたい旨を申していたので、伝奏・学頭から申し立てるようにと命じられ、「和書会」が開講されたのである。⁽²⁸⁾

開講時の出席者は、『定功卿記』嘉永二年一月一四日条の記事からわかる。

和書会読、来二十三日に、後毎月二十六日、書籍令義解等御治定候、仍申入候也

二月十四日、為定、聡長、建通

徳大寺中納言、右宰相中将殿、右三位中将殿、正親町中将殿、六条少将殿、久世少将殿、中院少将殿、榊竹侍従殿、野宮少将殿、中山少将殿、清少納言殿、滋野井侍従殿、遠江権甲介殿、梅添侍従殿、東園侍従殿、今城侍従殿、八条侍従殿、武者小路侍従殿、大内記殿、川鱒侍従殿、中御門新侍従殿、万里小路大夫殿、甘露寺大夫殿、坊城大夫殿、千種大夫殿、岩倉大

夫殿、勤修寺大夫殿、植松大夫殿、梅添大夫殿、六条大夫殿、高松大夫殿、橋本大夫殿、大膳大夫殿、加承侍徳大寺黄門了、件輩三十三人読上自余皆理申或追而出席可願之由申之、但十二人斗聴聞出席相願云々

すなわち、毎月二十六日に『令義解』の「和書会」が開かれ、参加希望者が三十三人おり、聴聞を希望するものが十二人いたというのである。

さらに、開講形態については、『定功卿記』嘉永二年二月三日条に、

参学院和書御会読、開卷之読上輩内二人不参、聴聞十人許参集、小時より分交名、一紙、件輩今日取読上云々、徳大寺中納言、右三位中将、久世少将、野宮少将、清少納言、八条侍従、万里小路大夫、坊城大夫、観修寺大夫、梅添大夫、辰許より始各出講堂、読上之人不高位次坐前列、一行不読上人在後列、会頭小泉少曹康敬相对坐中央、設見臺、書生無見臺、次第読之、自夏野云、序官位令悉読上了、辰下刻帰宅

とある。すなわち、この「和書会」は、十名の「読上輩」が「位次」の高低にかかわらず「前列」に座り、「一行」も「読上」げざる人が後列に座り、「会頭」の小泉少曹康敬が向き合つて「中央」に座り、進めていく形式であつたことがわかる。

この「和書会」で「輪読」されたテキストを見ると、嘉永三年八月と安政六年五月から『日本書紀』が読まれている。途中で講師が変わっているものの、両方とも「神武紀」から読み始めている。⁽²⁸⁾『定祥卿記』の天保四年と、七年頃に『日本書紀』を読んでいる記述があるが、その時はいずれも、「神代卷」を読んでいた。ところが「和書会」では「神代卷」を読まずに、「神武紀」から読み始めている。これは、講師の学問観が反映したからであつた。当時、儒学や国学では、中国と比較して、日本は万世一系の皇統であり、神武天皇を開国の祖として強調する思想が強まっていた。そのため、「和書会」でも講師の指導によって、『日本書紀』のより現実的な講釈がおこなわれたのであつた。⁽³⁰⁾

また、「和書会」への公家の参加率を考えると、嘉永二年当時の堂上公家は二六〇名程度であり、その中で、一五歳以上四〇歳以下は一〇四名で、そのうち参加希望者が三十三名なので、学習院学問所への参加資格のある公家のうち、約三分の一が参加していたことがわかる。そして、「和書会」への参加者は以後増えつづけ、半年後には半数近くに達しており、中には地下官人らも含まれていた。また、「和書会」の参加者を見てみると、野宮定功は「和書会」開講当時から参加しており、ともに天保後期から勉強会を行っていた徳大寺公純、東園基敬、万里小路博房、中御門（松木）宗有らも参加している。ただし、中山忠能、万里小路正房、橋本実麗らが参加していないのは、彼らが四〇歳以上であったためと考えられる。

ところで、定功らは、この「和書会」へ参加するために、予習の会を開いている。主な参加者は野宮定功、徳大寺公純、橋本実麗らであり、参加者の屋敷を順番に会場としていた。ここまでは、以前に行っていた「和御会」の予習の会と同じであるが、この「和書会」の予習の会では、正親町三条実愛が時々参加し、さらに三条実万、正親町実徳、清岡長熙、大江俊堅らが訪れることもあった。「和御会」の予習の会では縁戚関係や交友関係のある決まったメンバーで行っていたが、「和書会」の予習の会ではそうした枠をこえた様々な人々が参加していたのである。

なぜこのようなことが起きたのだろうか。「和御会」は、天皇の御前で摂関家公認のもとで行われていたが、参加資格が明確ではなく、私的なものであったと考えられる。一方、学習院学問所での「和書会」は、講堂という場が作られ、条目が定められることで、いわば公的な学問の場になったことが考えられる。そのため、誰でも講義に参加ができ、「和書会」の予習の会では、公的な場である学問所に参加するもの同士として、公家の家格や交友関係にこだわらずに予習の会を共に行うようになったのである。

公家達は、近世を通じて、家格を超えた付き合いをすることは、おそらくなかった。ところが、学習院学問所という

共通の「場」ができ、そこで講師から同じ内容の講釈をうけることで、公家としての連帯の意識を形成させていったと同時に、それまで別個で活動していた勉強会のグループが一堂に会することによって、それぞれのグループが蓄積してきた学問的知識が相互に交換され、公家社会の内部水準が飛躍的に向上することとなった。たとえば、儒学を学び政治意識を先鋭化させた三条実方が、有職故実など和学に通じた野宮のグループの知識を獲得することで、新たな政治意識を形成させていったのである。

結びにかえて―今後の展望―

野宮家の日記に見られる勉強会は、朝廷で行われる朝儀・儀式を学ぶ公家の教養のための勉強会からはじまった。その後定祥の頃には、「御会」で和学が取り入れられるという新たな展開がみられ、現実的な儀式遂行のための読書ではなく、書物の内容を正確に読んでいく勉強会を行い始めた。そして、定功の時期になると、正確に書物を読む前提として、より原本に近い書物を読むために校合作業を行い、テキストをより厳密に読んでいくこととなった。こうした変化の背景には、仁孝天皇の「御会」での「近代之作」まで校合のテキストに用いるという新たな発想の影響があったのである。

他方、幕末期の公家社会には、縁戚関係や交友関係でつくるいくつかの勉強会が開かれていた。そのような幕末公家社会の勉強会のひろがりやを基礎に、困窮した堂上公家の乱れた風紀を糺す目的で、学習院学問所が設立されたのである。学習院学問所の設立によって、講堂という「場」がつけられ、学習院に参加する公家らが同じ講師から講義をうけることで、公家らは家格や身分にとらわれずに勉強を行い、また、現実的な政治問題までを視野に入れた講師から講義を受けつつ、いくつかの勉強会グループが互いに交流を深めることで、互いに刺激しあいながら連帯の意識を形成させてい

った。すなわち、学習院学問所の設立の意義は、近世後期に分散していた公家の勉強会が、一つの「場」に集中されたことにある。

ところで、本稿ではあまりふれられなかったが、幕末の公家らの勉強会を主導的立場で推進していったのが三条実万であった。実万は、当時異国船の来航やアヘン戦争以降の中国の様子を縁戚関係にある大名から伝えられ、異国船来航に対する危機感を持ち始めていた。実万は、そうした状況の中で天保期以降、京都に集まりつつあった池内大学を初めとする尊皇攘夷派の志士と積極的に関わっていき、なんとか、現状を打開しようとしたのである。実万の意図は、学習院学問所での講義を通して、公家らに公家としての自覚を持たせ、合わせて朝廷の権威を高めていくことにあった。その意味で、三条実万の思想を分析していくことは今後の重要な課題となろう。また、今回は「和書会」からしか論じられなかったが、今後は「漢書会」についても検討を加えていくことで、学習院学問所のはたした役割をさらに深く追求していきたい。

註

- (1) 「天皇号の再興」二五九頁（『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九）。
- (2) 「幕末期の朝廷に新設された国事審議機関について」（『日本歴史』四四八号、一九八五）。
- (3) 『定静朝臣記』寛政七年（一七九五）～文化十年（一八一三）東大史料編纂所所蔵
『定祥卿記』文化八年（一八一二）～安政三年（一八五六）東大史料編纂所所蔵
『定功卿記』文政二年（一八二九）～明治二三年（一八八〇）東大史料編纂所所蔵

欠本 嘉永四年（一八五二）～文久元年（一八六一）

- 但し、天保一四年、天保一五年の日記は東大史料編纂所では欠本となっており、宮内庁書陵部所蔵のものを使用した。
- (4) 『大日本史料』二二四八、元和八年八月二三日条、東京大学史料編纂所、一九七九。
 - (5) 本文中に使用する『定静朝臣記』は、すべて東大史料編纂所所蔵であり、以後注は省略する。
 - (6) 坂本武雄・坂本清和『公卿辞典』、国書刊行会、一九七四。
 - (7) 前掲注(1)、二六〇頁。
 - (8) 上田万年・芳賀矢一『国学者伝記集成』東出版、一九九七。秋元信英「江戸幕府『儀式』校訂事業の沿革・覚え書」(『國學院雑誌』七三卷一号、一九七二)。
 - (9) 『定祥卿記』は文化八年(二八一)に始まり、文化十年(二八一三)頃から「山田伊豆来」という記述はあるものの、勉強会を行っていた記述はない。そのため、本稿では、テキストの記述がみられる文化一二年(二八一五)から検討をおこなっていく。
 - なお、本文中に使用する『定祥卿記』は、すべて東大史料編纂所所蔵であり、以後、注は省略する。
 - (10) 松尾芳樹「藤原貞幹書簡抄『蒙斎手簡』」四五、(『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』三七、一九九二・三八、一九九四)。
 - (11) 早くは、後水尾天皇が近臣とともに「御会」と称する勉強会を開いていたことが、本田慧子氏(「後水尾天皇の禁中御学問講」(『書陵部紀要』第二九号、一九七八))によって明らかにされている。しかし、その後、光格天皇までの「御会」がどのようなものであったのか、明らかにされておらず、今後の課題としたい。
 - (12) 『菅葉』は、すべて宮内庁書陵部所蔵であるため、以後、注は省略する。
 - (13) 酒井信彦「後水尾院当時から中行事」の性格と目的」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、一九九七)。
 - (14) この問題については今後の課題としたい。
 - (15) 本文中に使用する『定功卿記』は、天保一四年、天保一五年を除いて東大史料編纂所所蔵であり、以後、注は省略する。

- (16) ここで引用する『実万公記』は、すべて東大史料編纂所所蔵であるため、以後、注は省略する。
- (17) 仁孝天皇が新たな学問観をどのようにして取入れていったかについては、今後の課題としたい。
- (18) 高埜利彦、江戸幕府と朝廷、八四頁、八五頁、山川出版社、二〇〇一。
- (19) 巳斜当番参内宿侍如例、続日本後紀刻本新本也、以官庫古写本卷物冊本等校合之事、御会参上之人数申合日々参内可奉仕之旨、三条垂相傳奏仰刻参勤日割三条被分配之被授渡、自昨日開卷云々、今日新源大納言当番、別当別参、正親町中将同上、予当番、広橋侍従別参等奉仕也、日割一紙在裏
『野宮定功日記』三九、宮内庁書陵部所蔵。
- (20) 宮内庁書陵部所蔵
- (21) 三条実万自筆「難渋堂上救助の件建白」(『三条実美関係文書』第一期、R一二、一四一九、国立国会図書館憲政資料室、一九九七)。
- (22) 『史学雑誌』一六篇四号、一九一五。
- (23) 『孝明天皇紀』一、弘化四年三月九日条、三三三頁、平安神宮、一九六七。
- (24) 宮内庁書陵部所蔵
- (25) 『学習院御暇日記』宮内庁書陵部所蔵
- (26) 前掲注、(25) 参照。
- (27) 東大史料編纂所所蔵
- (28) 学習院学問所開講時に「和書会」が開講されなかったことについて、別項で検討する。
- (29) 前掲注、(25) 参照。
- (30) 朝廷での神武天皇の強調については別項で検討した。